

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

加賀市介護保険事業計画・加賀市高齢者福祉計画は、本市における介護保険制度と高齢者に関する福祉事業の円滑な実施に関する総合的な計画として、取り組む課題と目的を明らかにし、施策の方針と具体的な目標を定めるものです。

2 法令等の根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく市町村老人福祉計画と介護保険法第117条に基づく市町村介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

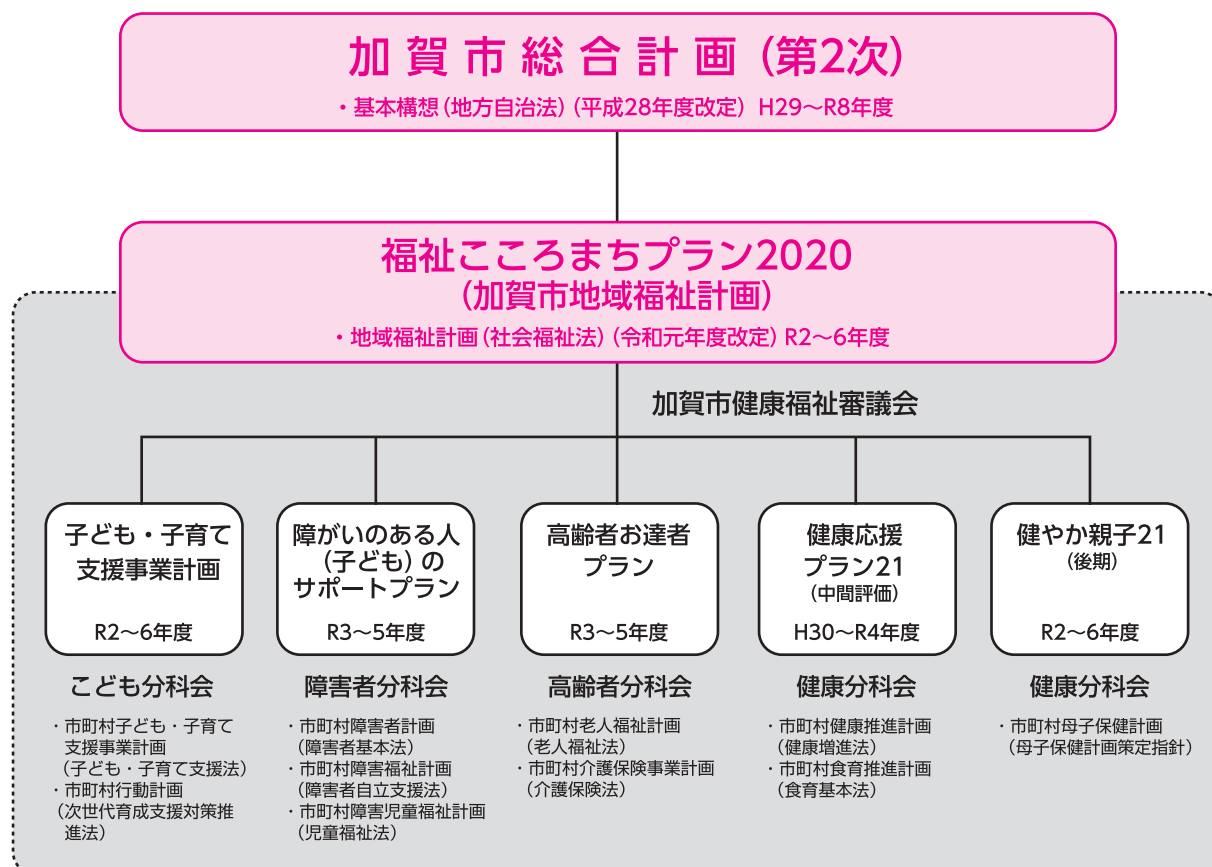
高齢者福祉計画は、高齢者関連施策全般にわたる目標を定める総合的な計画であり、介護保険事業計画は、介護保険事業のサービスの種類と量を定める実施計画です。

3 他計画との関係

本計画は、社会福祉法の規定に基づく地域福祉計画及び健康増進法の規定に基づく健康増進計画と整合性をとり、本市の総合計画（基本構想）に則して定めるものです。

本市では総合計画の基本理念にもあるように、「加賀市民憲章」（平成27年（2015）9月制定）の考え方である「歴史と伝統文化の尊重」「美しい自然の保全と継承」「暮らす人や訪れた人が笑顔になるまち」の3つの考え方を、加賀市が目指すべきまちづくりの「基本理念」としています。また、「保健」「医療」「福祉」分野の基本方針として「いつまでも元気で健やかに暮らし続けられるまちづくり」を示しています。

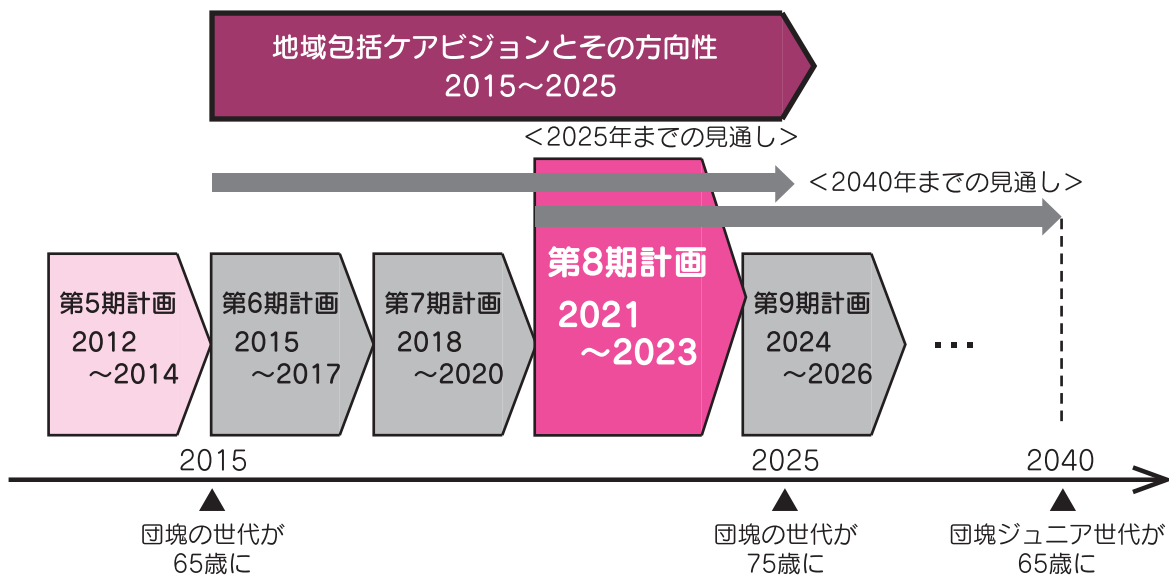
本市の健康福祉に関する体系については下図のとおりです。また、本市の都市・住宅施策、地域交通施策等の環境整備の取り組みや「石川県地域医療構想」、「石川県医療計画」などさまざまな計画や施策と連携しています。



4 計画の期間と点検・評価

本計画の計画期間は、令和3年度（2021）から令和5年度（2023）までの3年間と定めます。

また、中長期視点として、団塊の世代のすべての人が75歳以上の高齢者となる令和7年（2025）、介護サービス需要が増加・多様化するとともに、現役世代の減少が顕著になる令和22年（2040）を見据えて計画を定めます。



本計画の推進に当たっては、計画である「Plan」から、事業の実施「Do」、成果の確認「Check」、次期計画の見直し「Action」までを、PDCA（Plan-Do-Check-Action）マネジメントサイクルにのっとり実行します。

第8期計画期間中に、加賀市健康福祉審議会高齢者分科会において、本計画の進捗状況などを点検・評価し、第9期計画の策定を行います。

コラム：2040年の社会のイメージ

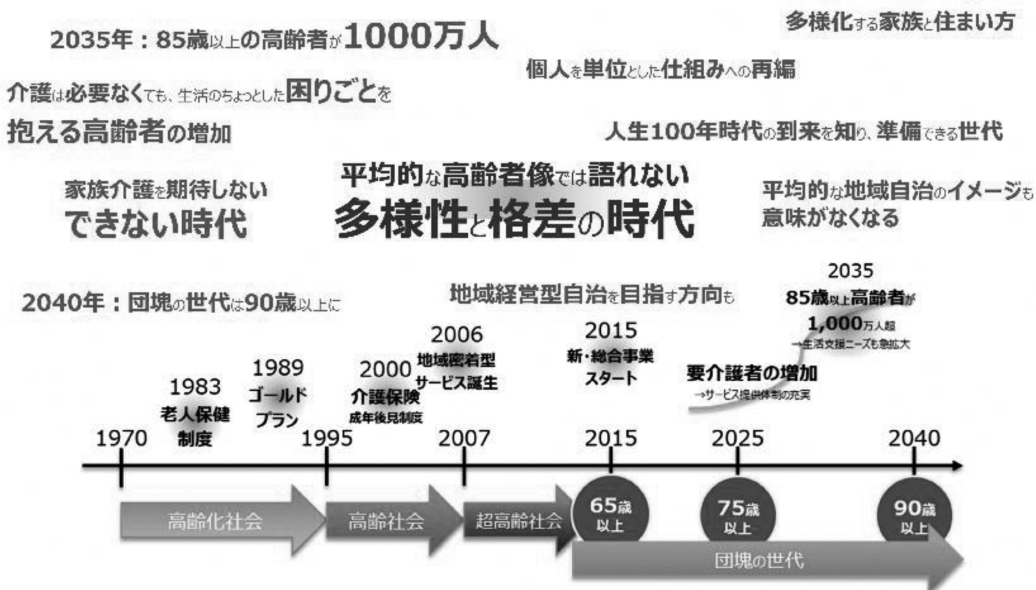
世界に類を見ない急速な少子高齢化が進む我が国の将来には、二つの大きな“山”が立ちはだかっていると言われています。一つは、約 560 万人に上るとされる団塊の世代全員が 75 歳以上になる令和 7 年（2025）であり、もう一つが高齢者人口のピークとされる令和 22 年（2040）です。

令和 22 年（2040）に向けては、要介護者が今まで以上に増加するとともに、1,000 万人を超える 85 歳以上高齢者が、単身者も含め、地域生活を送ることが想定されています。それは、単に医療・介護サービスの需要が増えることを意味するだけでなく、介護は必要なくても、生活のちょっとした困りごとを抱える高齢者がこれまでにない規模で増加することを意味しています。今後予測される少子高齢化や財政状況等も踏まえて考えると、令和 22 年（2040）には、我が国は平均的な高齢者像では語れない多様性と格差の時代に突入すると言えます。

多様性と格差の時代で想定されているのは、一人ひとりが、多様な人生を過ごし、多様な住まいで、多様な家族のありようと住まい方を通じて、多様な課題を抱えながら生活している社会です。そして、多様性のある社会は、所得や生活環境、健康状態も含め、多くの格差が生じることが考えられます。所得に課題を抱える人や、家族関係に課題を抱える人、障害や健康課題を抱える同居家族がいる要介護者等、様々な「困難を抱える人」の課題が、今まで以上に顕在化する可能性が高いと言われています。

＜（参考）2040 年の社会のイメージ＞

2040年の社会のイメージ



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング
 「＜地域包括ケア研究会＞2040年：多元的社会における地域包括ケアシステム」
 （地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた制度やサービスについての調査研究）、
 平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2019年